

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案に対する修正案

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「平成二十七年三月三十一日」を「公布の日」に改める。

附則第三条（見出しを含む。）中「独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法」に改める。

附則第四条を削る。